保健・衛生の業務

ページ

１　トイレ　…………………………………………　２

２　ごみ　……………………………………………　３

３　生活用水　………………………………………　４

４　衛生管理　………………………………………　５

　4-1　手洗い

　4-2　食器・洗面道具　………………………… 　６

　4-3　清掃

4-4　洗濯

4-5　換気　　…………………………………… 　７

　4-6　風呂

５　医療救護　………………………………………　８

６　健康管理　………………………………………　９

７　こころのケア対策　……………………………　10

８　ペット　…………………………………………　11

プライバシーの保護

業務で知り得た個人情報は、福祉避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、福祉避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務１ | 実施時期 | 展開期～ |
| トイレ |
| １トイレの確保、設置   * 災害時のトイレ対策 (本編p.37)を参考にトイレを確認・設置する。   →確認の結果、使用しないと決めたトイレは、貼り紙などで使用禁止を表示する。   * トイレの数が足りない場合は、災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレなど）を災害対策本部に依頼する。 * 災害用トイレが搬送されたら、所定の場所に設置する。   ２トイレの防疫、衛生、清掃   * トイレットペーパーや消毒液など、トイレの消毒、殺菌対策に必要な物資を把握し、足りない分は災害対策本部に依頼する。 * 福祉避難所利用者によるトイレの清掃が定着するまで、１日に数回見回りを行い、必要に応じて清掃や消毒液の交換などを行う。   ３トイレの清掃   * 福祉避難所利用者の家族などに協力を仰ぐ。 * 清掃の時間は予め決めておき、時間になったら放送などで伝える。 * 清掃当番に、トイレの清掃当番がやること(本編p.38)を渡し、毎回清掃の際に一通り実施してもらう。 * 仮設トイレ等はできるだけ早めに、災害対策本部に汲み取りを要請する。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務２ | 実施時期 | 展開期～ |
| ごみ |
| (１)ごみ集積所の設置   * 施設管理者と連携し、施設の敷地内にごみ集積所を決める。 * ごみ集積所の他に福祉避難所利用者が日常的にごみを捨てられるようふた付きごみ箱などを設置する。 * ごみ集積所では、豊橋市のごみ分別ルールに従い、分別の種類ごとに置き場を決めて表示する。 * ごみ集積所の場所やごみの分別方法は、情報掲示板に掲示するなどして福祉避難所利用者全員に確実に伝わるようにする。   **＜ごみ集積所の選定＞**   * 福祉避難所利用者が生活する場所から離れた場所（においに注意） * 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所 * 清掃車が出入りしやすい場所   **＜他のごみと分け、取扱いに注意するもの＞**   * 危険物（カセットボンベなど） * トイレから出たごみ、おむつ、嘔吐物など（衛生上注意） * 感染症廃棄物（本編ｐ.３９）   (２)ごみの収集、分別   * 福祉避難所利用者の家族にごみ袋を配付し、豊橋市のごみ処理のルールに合わせて分別してもらう。 * 各世帯から出たごみは、密閉してごみ集積所に運んでもらい、分別する。 * ごみ袋などが不足したら、災害対策本部に依頼する。   (３)ごみの処理   * 可燃ごみは、原則として福祉避難所内では燃やさない。 * ごみの収集は、福祉避難所要員を通じて災害対策本部に要請する。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務３ | 実施時期 | 展開期～ |
| 生活用水 |
| (１)生活用水の確保   * 福祉避難所で使う水は、用途に応じて明確に区分する。 * 飲料水が不足する場合は、災害対策本部に依頼する。（飲料水は福祉避難所要員又は施設管理者が保管・管理する。） * 飲料水が安定的に供給できるようになったら、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯などに使う生活用水やトイレ用の水を確保するため、災害対策本部に給水車などを要請する。   **＜水の用途別区分＞**   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 用途 | 飲料水 | 給水車の水 | ろ水器などでろ過した水 | プールや  河川の水 | | 飲料、調理 | ○ | ○ | × | × | | 手洗い、洗顔、  歯磨き、食器洗い | ○ | ○ | × | × | | 風呂、洗濯 | 使用しない | ○ | ○ | × | | トイレ | 使用しない | ○ | ○ | ○ |   (２)生活用水の管理   * 水はふた付きの清潔なポリ容器に入れるか、ポリ容器に清潔なビニール袋を入れて入口を閉じるなど、清潔に保管するよう注意する。 * 飲料水と生活用水は明確に区別する。 * 給水車からの給水を受けた場合、飲料水用のポリ容器等には「飲用」と「給水日」を表示し、当日または翌日中に使用する。 * 飲用できない水を入れたポリ容器等には「飲用不可」と表示する。   飲用  ○月○日(曜日)○時配付  飲用不可  ○月○日配付  (３)排水の処理   * 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなど水を使用する設備は、施設管理者と協議し、浄化槽や下水道などの排水処理設備に流せる場所に設置できるよう検討する。 * 炊き出し、洗濯、風呂、シャワーなどで使用した水は、垂れ流しにすると悪臭や害虫の発生など、生活環境の悪化につながるため、浄化槽や下水道など排水処理設備に流すようにする。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務４－１ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(手洗い) |
| (１)手洗いの徹底   * 感染症対策や衛生確保のため、流水と石鹸での手洗いを徹底する。 * 食品を取り扱う人は、取扱う前に必ず手を洗った上で、手指消毒用アルコールで消毒する。   (２)手洗いのための水が確保できない場合   * 生活用水を確保し手洗い場を設置するまでの間は、手指消毒用アルコールやウェットティッシュなどを活用する。 * 手洗い場やトイレ、各部屋の出入口などに手指消毒用アルコールやウェットティッシュなどを設置する。 * 消毒液は定期的に取り替え、不足したら、災害対策本部に依頼する。   トイレの後と  食事の前は  必ず手洗い！  ←手指消毒用  　アルコール  (３)手洗い場の設置   * 生活用水が確保できたら、蛇口のあるタンクに水を入れた簡易の手洗い場を避難所の出入り口やトイレの横などに設置する。 * 浄化槽や下水管が使用できる場合は、排水を浄化槽や下水に流す。 * 感染症予防のため、タオルの共用は禁止する。   トイレの後と  食事の前は  必ず手洗い！  ←蛇口つきタンクを  机の上に設置  ↑使用後の水を受けるバケツなど | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務４－２ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(食器・洗面道具) |
| * 食器はできるだけ使い捨てとし、共有しない。 * 使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用するなど工夫する。 * 食器を再利用するときは、各人の責任で行う。 * 洗面道具（くし、剃刀、歯ブラシ、タオルなど）は共有しない。 * 不足するものがあれば、災害対策本部に依頼する。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務４－３ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(清掃) |
| * 部屋の清掃は、その部屋を利用している福祉避難所利用者の家族などに週１回以上行ってもらうよう協力を仰ぐ。 * 共有スペースの清掃は、福祉避難所利用者の家族ごとに当番を決め、定期的に行ってもらうよう協力を仰ぐ。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務４－４ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(洗濯) |
| * 生活用水が確保できるようになったら、施設管理者と連携し、洗濯場・物干し場を決める。洗濯場・物干し場は、必要に応じて男女別スペースや共用スペースを設けるなど配慮する。 * 災害対策本部に洗濯機や物干し場で使う資材を依頼する。 * 洗濯場、物干し場の利用のルールを決め、情報掲示板に掲示するなどして福祉避難所利用者全員に確実に伝わるようにする。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務４－５ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(換気) |
| * 閉め切った部屋では感染症がまん延しやすいことから、最低でも１日３回換気し、常時開放する小窓などがあれば開放しておく。 * 空調機器が使用可能であれば、２４時間運転を行う。 * 福祉避難所利用者は温度変化に影響されやすいため、温度管理に注意する。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務４－６ | 実施時期 | 展開期～ |
| 衛生管理(風呂) |
| (１)周辺施設の情報収集・提供   * 公衆浴場や宿泊施設の開店情報などを入手し、情報掲示板に掲示するなどして福祉避難所利用者全員に伝わるようにする。   (２)仮設風呂、仮設シャワー   * 仮設風呂や仮設シャワーが利用できる場合は、浴槽水の交換や消毒方法について災害対策本部と協議する。 * 仮設風呂や仮設シャワーは、少なくとも一週間に２回は入浴できるよう、利用計画を作成する。   **＜風呂・シャワーの利用計画＞**   * 利用時間は男女別に決定する。 * 介助者同伴やＬＧＢＴ等性的少数者の人などが気兼ねなく利用できるように配慮する。 * 利用時間の一覧表を作成して情報掲示板に掲示するとともに、施設管理者と連携し、利用時間ごとの入浴券を発行する。 * 利用方法（利用時間や回数など）は福祉避難所利用者の身体状況に合わせて、個別に検討する。 * 感染拡大防止のため下痢等の体調不良者の利用は避けてもらう。 * 仮設風呂や仮設シャワーを利用できる日や使用方法について、情報掲示板に掲示するなどして福祉避難所利用者全員に確実に伝わるようにする。 * 清掃は、福祉避難所利用者の家族などが当番を決めて毎日交代で行う。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務５ | 実施時期 | 展開期～ |
| 医療救護 |
| (１)情報収集・提供   * 施設管理者と連携し、以下の情報を入手する。 * 入手した情報は、情報掲示板に掲示するなどして福祉避難所利用者全員に伝わるようにする。   **＜主な情報＞**   * 社会福祉施設の運営状況 * 他の福祉避難所の受け入れ状況 * 災害派遣医療チーム(DMAT)や保健師など医療や福祉の専門家の巡回状況 * 近くの病院など医療機関の開業状況　　　など   (２)救護室の管理・運用   * 施設利用計画に基づき救護室を設置する。 * 医薬品や衛生用品の種類や数を把握する。不足する場合は、災害対策本部に依頼する。 * 福祉避難所利用者が個人で使う薬（医師から処方された薬など）は、災害派遣医療チーム(ＤＭＡＴ)や近隣の病院などで、医師や薬剤師に処方してもらう。個人で使う薬が足りないなどの要望があれば、必要に応じて災害対策本部に対し、医師や薬剤師などの派遣を要請する。   (３)けが人、体調不良の人の把握、対応   * けがをしたり、熱や咳、嘔吐や下痢などで体調を崩したりしたら、すみやかに救護室を利用するよう、福祉避難所利用者全員に伝える。 * 救護室で対応できない場合は、本人の希望を聞いて、医療対応のできる近隣の病院などへ搬送する。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務６ | 実施時期 | 展開期～ |
| 健康管理 |
| (１)感染症の予防   * 食中毒や感染症が流行しないよう避難所開設BOX(様式集p.42)内に備えてある各種啓発チラシなどを配布・掲示して、注意を呼びかける。   　→使おう！各種啓発チラシ  　トイレの後や食事の前は手洗いや手指の消毒をしましょう！  　効果的なうがいをしましょう！  　下痢や腹痛がおこったら  　インフルエンザに注意しましょう！～早めの予防と対策が必要です～  　ノロウイルスによる食中毒、感染に注意しよう！  　食中毒を予防しましょう！  (２)健康維持のための活動（食生活改善や口腔ケア、体操など）   * 福祉避難所利用者の健康維持のため、災害対策本部と連携し、食生活改善や口腔ケアの指導、福祉避難所内でできる簡単な体操や運動を推奨する。また、必要に応じて体操やリハビリテーションの時間を設ける。   (３)福祉避難所を運営する側の健康管理   * 福祉避難所利用者だけでなく、福祉避難所の運営側も、交代制など無理のない範囲で業務に従事し、食事や睡眠がしっかりとれるようにするなど、健康管理にも気を配る。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生の業務７ | 実施時期 | 展開期～ |
| こころのケア対策 |
| (１)こころのケアが必要な人の把握、注意呼びかけ   * 施設管理者と連携し、不眠やＰＴＳＤ\*など、こころのケアが必要と思われる人を把握する。 * 各種啓発チラシを活用して、福祉避難所利用者に注意を呼びかける。   　→使おう！各種啓発チラシ  　災害のあとの気持ちの変化  　災害のあとの気持ちの変化～子どもの変化～  (２)こころのケアの専門家**などの**派遣要請   * 必要に応じて災害対策本部に保健師、精神保健福祉士や臨床心理士の派遣を要請するなど、適切に対処する。     (３)福祉避難所を運営する側のこころのケア   * 福祉避難所利用者だけでなく、自分自身も含めた福祉避難所の運営側も、必要に応じて別の人に業務を交替してもらうなど、過重な負担がかからないよう注意を呼びかける。   - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -  ＊ PTSD(Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害)  　自然災害や火事、事故、暴力、犯罪による被害など、強烈な体験や強い精神的ストレスがこころのダメージとなって、時間がたっても、その経験に対して強い恐怖を感じるもので、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が出てくる。誰でもつらい体験の後は眠れなくなったり食欲がなくなったりするが、それが何か月も続く場合はＰＴＳＤの可能性があるため、専門機関に相談が必要。 | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保健・衛生班の業務８ | 実施時期 | 展開期～ |
| ペット(ペットの受け入れ) |
| (１)登録情報の確認   * ペット台帳をもとに、ペットの情報を把握する。（登録漏れがないよう注意） * ペット台帳をもとに、避難所に受け入れたペットの状態を確認する。 * ペットの飼い主にペットの飼育について(様式集p.13)を手渡しして、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底する。   (２)ペットの受け入れ場所の確保   * 施設管理者と連携し、ペットの受入れ場所を確保する。   **＜ペットの受け入れ場所＞**   * ペットは、アレルギーや感染症予防のため、福祉避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受入れ、動線が交わらないよう注意する。 * ペットの受入れ場所は、福祉避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。ない場合はテントを設営するなどの対応を検討してもよい。 * ペットは必要に応じてケージに入れるなどして、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育できることが望ましい。   (３)ペットの飼育   * 福祉避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。 * ペット受入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて、交代で行う。 * 施設管理者と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、ペットの飼育について(様式集p.13)にも記入・配付するなどして、飼い主に指導する。 | | |